

区域外就学許可基準

	理由	許可基準	許可期間	必要書類
①	私立学校への就学	私立の小・中学校に就学する場合	卒業するまでの期間を限度	区域外就学承諾書 等
②	国・公立学への就学	国・公立の小・中学校に入学者選抜等を経て就学する場合	卒業するまでの期間を限度	
③	生徒指導的事情	生徒指導的事由により指定学校に通学することが困難な場合	事由解消までを限度 (年度更新)	校長の意見書
④	年度中途の転居	年度中途に転出するが、従来为学校への通学を希望する場合	学年末までを限度	校長の意見書
⑤	住宅新築等	住宅の新築等に伴い指定学校区内への転入を予定している場合(住宅の新築又は取得により、転入することが明らかな場合で、転入前から入居後の学校区への通学を希望する場合など)	学年末までを限度	「請負契約書」や「建築確認書」等の新住所地、工事期間、確実な引渡日が明記されたもの(業者の証明付きのもの)の写し
⑥	その他個別事情	個別事情等、特別な配慮を有する場合(両親の離婚・別居等特殊事情)	事由解消までを限度 (年度更新)	校長の意見書

※①・②以外の場合は、お子様が安全に通学できるよう保護者が責任を負うものとし、申請時に申請書への記入及び捺印が必要となります